

# 第63回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日▶2024年3月31日

## 開催日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時

## 開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

THE MARK GRAND HOTEL

3階 SAKURAホール

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「第63回定時株主総会会場 ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

## 議案

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応方針の更新の件

## 株主の皆さまへのお知らせ

- ・当日のご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 目次

第63回定時株主総会招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株式会社エンプラス

証券コード：6961

証券コード 6961  
2024年5月30日

株 主 各 位

埼玉県川口市並木二丁目30番1号

**株式会社エンプラス**  
代表取締役社長 横田大輔

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.enplas.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「各種資料」「株主総会・電子公告」を順に選択いただき、ご確認ください。）

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エンプラス」または「コード」に当社証券コード「6961」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6961/teiiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2024年6月21日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2<br>THE MARK GRAND HOTEL<br>3階 SAKURAホール<br>・会場が前回と異なっておりますので、末尾の「第63回定時株主総会会場 ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。 |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第63期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第63期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件   |
| 第2号議案   | 監査等委員である取締役1名選任の件  |
| 第3号議案   | 当社株式等の大量買付行為に関する対応方針の更新の件  |

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法に基づき、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 会社の新株予約権等に関する事項
- ② 会計監査人に関する事項
- ③ 業務の適正を確保する体制
- ④ 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
- ⑤ 会社の支配に関する基本方針
- ⑥ 連結株主資本等変動計算書と株主資本等変動計算書
- ⑦ 連結計算書類の連結注記表
- ⑧ 計算書類の個別注記表

「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、及び「連結株主資本等変動計算書と株主資本等変動計算書」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、併せて監査を受けております。

また、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、併せて監査を受けております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月21日(金曜日)  
午前10時

(受付開始：午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年6月20日(木曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日(木曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

株式会社エンプラス 御中

××××年 ×月××日

株式会社エンプラス

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトを  
ログインQRコード  
見本

株式会社エンプラス

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

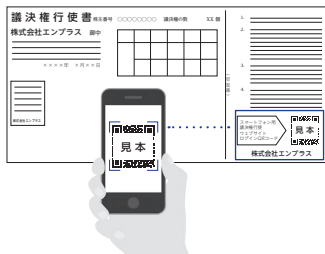
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

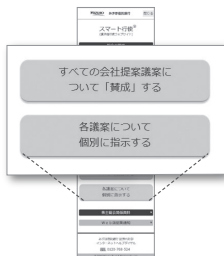
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

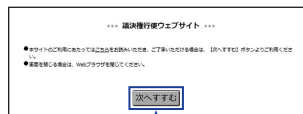
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

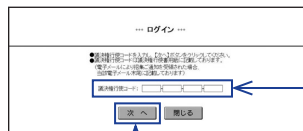
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

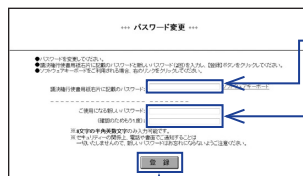
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 議案及び参考事項

当社は、企業価値を継続的に高めていくためにコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営の透明性の向上と監督機能の強化に積極的に取り組んでまいりました。執行の監督にあたる取締役会についても、Essential領域への事業ポートフォリオ転換、成長分野であるEssential領域における事業のさらなる成長加速、変化の激しい経営環境に対する対応力の強化を図るため、人員補強による取締役会の機能強化を行うことといたしました。

また、取締役に求められるスキルを精査し、スキルマトリクスの見直しを行いました。取締役会に不足しているスキルと経験を保有している人材を新たに取締役に選任することで、取締役に求められるスキルを含めた多様性の確保及び取締役会の監督機能を強化いたします。

これにより、取締役は9名となり、その内社外取締役は4名（社外取締役比率44.4%）となります。

## スキルマトリクス

《当社が取締役及び執行役員に特に期待する分野（第1号議案・第2号議案ご承認後）》

取締役	グローバル 経営	サステナビリティ	財務・会計	法務・ リスク管理・ コンプライアンス	イノベーション 技術開発	生産・SCM	マーケティング 事業開発	人材戦略 企業文化
横田 大輔	●				●	●	●	●
杉淵 幹太	●				●		●	
宮坂 章司		●		●		●		●
藤田 慈也		●	●	●				●
赤塚 孝江*	●		●					
井植 敏雅*	●		●	●			●	
久田 眞佐男*	●	●	●	●				
天羽 稔*	●				●	●	●	
沓沢 茂雄					●		●	●

\*当社は、井植敏雅氏、久田眞佐男氏、天羽稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、赤塚孝江氏が取締役になされた場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

執行役員	グローバル 経営	サステナビリティ	財務・会計	法務・ リスク管理・ コンプライアンス	イノベーション 技術開発	生産・SCM	マーケティング 事業開発	人材戦略 企業文化
小宮 秀行	●	●				●		
酒井 啓至					●		●	
椎名 聡	●						●	
蒔澤 泰					●	●		
森岡 心平					●		●	
曾雌 朝明	●				●		●	
村野 武士							●	



## 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図ることを目的として2名増員し、取締役（監査等委員である者を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決定に際しては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会（議長は社外取締役、委員の過半数は社外取締役）にて審議・答申を経て、取締役会が決定しております。

また、本議案に係る取締役（監査等委員である者を除く。）候補者については、監査等委員会における審議の結果、当社の取締役（監査等委員である者を除く。）として適任であるとの旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位と役員在任年数	候補者属性	取締役会出席回数
1	よこ 横 たい 田 だい 大 すけ 輔	代表取締役社長 21年	再任	12/12 回
2	すぎ 杉 ぶち 沢 みき 幹 ひろ 太	常務経営執行役員 ー	新任	ー
3	みや 宮 さか 坂 しょう 章 じ 司	取締役 兼 常務経営執行役員 1年	再任	12/12 回
4	ふじ 藤 た 田 しげ 慈 や 也	取締役 兼 経営執行役員 5年	再任	12/12 回
5	あか 赤 つか 塚 たか 孝 え 江	ー ー	新任 社外	ー

候補者  
番号

1 よこ た だい すけ  
横田大輔

再任

生年月日：1967年11月4日（満56歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：1,422,417株

取締役会出席回数：12回／12回（100%）

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって21年

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年8月 当社入社

2000年4月 ENPLAS ( U.S.A. ), INC.代表取締役社長

2003年6月 当社取締役

2004年4月 当社取締役エンブラ事業部長

2006年4月 当社常務取締役事業本部長(兼)オプトプラン  
クス事業部長

2007年4月 当社常務取締役事業本部長

2008年4月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る

#### 取締役候補者 とした理由

候補者は、代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの経営を担ってまいりました。

当社は、候補者のグローバルな実績と経営全般における豊富な見識及び経験を評価し、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号2 すぎ ぶち みき ひろ  
杉 渕 幹 太

新任

生年月日：1970年1月1日（満54歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：3,800株

取締役会出席回数：－

取締役在任年数：－

**略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1993年4月	当社入社	2020年4月	当社経営執行役員 Enplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd. CEO
2009年4月	株式会社エンプラス半導体機器 営業統括部 海外営業部 部門長	2023年4月	当社常務経営執行役員 Semiconductor カンパニー プレジデント
2009年10月	Enplas Tech Solutions, Inc. Vice President	2024年4月	当社 常務経営執行役員 Semiconductor カンパニー、Network Solution カンパニー 及びLife Science事業グループ 管掌 (兼)Enplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd. Chairpersonに就任、現在に至る
2014年4月	Enplas Niching Technology Corporation President		
2017年4月	Enplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd. Managing Director		
2019年6月	当社経営執行役員 Enplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd. COO		

**取締役候補者  
とした理由**

候補者は、当社のSemiconductor事業の海外営業部門において、長く顧客との関係構築や事業拡大を主導してきました。その後、Semiconductor事業の本社であるシンガポール法人Enplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd.のCEOを歴任し、当社の半導体事業の成長に貢献してきました。同氏は、当社基幹事業であるSemiconductor事業の成長をイノベーション・技術開発やマーケティング・事業開発の観点含めて長年牽引してきており、またグローバル経営経験も豊富であります。これらの経験と知見を当社グループの更なる成長に向けた経営の監督に活かすべく、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

# 3 みやさかしょうじ 宮坂章司

再任

生年月日：1969年11月24日（満54歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：4,100株

取締役会出席回数：12回／12回（100%）

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって1年

## 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員 コーポレートセンター センター長
2010年4月	Guangzhou Enplas Mechatronics Co., Ltd. Director	2019年6月	当社執行役員 管理本部 本部長
2012年4月	当社事業本部 金型事業統括部 統括部長	2021年4月	当社経営執行役員 管理本部 本部長
2013年6月	当社執行役員 生産統括部長	2023年4月	当社常務経営執行役員 経営企画管理本部 本部長
2015年4月	当社執行役員 エンプラ事業本部 本部長	2023年6月	当社取締役(兼)常務経営執行役員 経営企画管理本部 本部長に就任、現在に至る
2018年4月	当社執行役員 生産本部 本部長		

## 取締役候補者 とした理由

候補者は、当社子会社であるGuangzhou Enplas Mechatronics Co., Ltd.のDirectorや当社の基幹事業であるエンプラ事業本部の本部長や生産本部長、管理本部長などの要職を歴任され、幅広い分野での経験を有しております。同氏の知識と経験を当社グループの経営の監督に活かすべく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4 藤田慈也

再任

生年月日：1972年12月24日（満51歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：6,900株

取締役会出席回数：12回／12回（100%）

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって5年

**略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

2003年3月	当社入社	2019年4月	当社執行役員 事業本部 MSD事業部 事業部長
2009年4月	ENPLAS ( U.S.A. ), INC. Vice President	2019年6月	当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレートセンター センター長
2013年4月	当社経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長	2020年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 経営企画本部 本部長
2014年4月	当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長	2022年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレート本部 本部長
2015年4月	当社執行役員 経営企画管理本部 グループフィナンシャルオフィス 部門長	2023年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 財務経理本部 本部長に就任、現在に至る
2017年4月	当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター 部門長		

**取締役候補者  
とした理由**

候補者は、当社子会社であるENPLAS ( U.S.A. ), INC. Vice President、及び当社MSD事業部長、経営企画本部長等の要職を歴任され、同氏の知識や経験を当社グループの経営の監督に活かすべく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

あか つか たか え  
**5 赤塚孝江**

新任 社外

生年月日：1970年3月19日（満54歳） 性別：女性

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席回数：－

取締役在任年数：－

**略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

2000年10月	プライスウォーターハウスクーパース税務事務所（現 PwC税理士法人）入所	2010年10月	日本コカ・コーラ株式会社 経営戦略本部事業戦略推進部長
2004年4月	公認会計士登録	2016年8月	税理士法人フェアコンサルティング 国際税務部門シニアマネージャー
2006年7月	日興シティグループ証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社）	2022年2月	プレミアム国際税務事務所 代表に就任、現在に至る
2008年5月	デロイトトーマツFAS株式会社（現 デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザー合会社）	2023年6月	レオン自動機株式会社 社外取締役に就任、現在に至る
2010年2月	税理士登録	2023年6月	アツギ株式会社 社外監査役に就任、現在に至る

**社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要**

候補者は、公認会計士及び税理士として、特に国際取引に係る税務・会計に関する高い専門性を有するとともに、税務・会計以外の分野においても、コーポレートファイナンスやクロスボーダーM&A、グローバル事業戦略の業務に深く携わってきたことから、企業経営に関する幅広い知見と経験を有しております。当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことに加え、独立した立場から経営の監視・監督機能を発揮していただくべく、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 赤塚孝江氏は、取締役（監査等委員である者を除く。）かつ社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、候補者各氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員である者を除く。）がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、被保険者の任期中である2024年5月1日に当該保険契約を更新しており、候補者各氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、その任期中で当該保険契約を同内容で更新する予定です。
4. 当社は、赤塚孝江氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
5. 当社は、赤塚孝江氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

## 第2号議案

# 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 當間和幸氏は、2024年5月31日付で辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の決定に際しては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会（議長は社外取締役、委員の過半数は社外取締役）にて審議・答申を経て、取締役会が決定しております。

また、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

くつ ざわ しげ お  
**沓 沢 茂 雄**

新任

生年月日：1966年6月17日（満57歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：4,200株

取締役会出席回数：－

取締役在任年数（取締役（監査等委員である者を除く。）を含む在任年数）：－

監査等委員会出席回数：－

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	当社入社	2019年4月	当社経営執行役員 事業本部 中国担当
2010年10月	当社事業本部 液晶関連事業グループ 部門長	2020年4月	当社経営執行役員 事業本部 事業本部長
2011年10月	当社グローバルLED関連事業グループ 部門長	2022年4月	当社経営執行役員 インダストリー事業本部 事業本部長
2012年4月	株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス 代表取締役社長	2023年4月	当社経営執行役員 Display Solutionカンパニー プレジデント
2014年6月	当社取締役	2024年4月	当社経営執行役員 内部監査室 管掌に就任、現在に至る
2015年6月	当社経営執行役員		

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、当社の液晶関連事業の営業部門において、長く顧客との関係構築や事業拡大を主導してきました。株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスの代表取締役社長や当社の事業本部長を歴任し、当社の主要事業の成長に貢献してきました。豊富な経営経験を有していることから、当社の経営の適切な監督及び経営の健全性の確保に貢献いただくことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。



- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役全員との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としており、杳沢茂雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同様の契約を締結する予定です。
3. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、被保険者の任期途中である2024年5月1日に当該保険契約を更新しており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、その任期途中で当該保険契約を同内容で更新する予定です。

当社は、2024年4月30日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応方針」の更新を決定いたしました（当該更新後の対応策を、以下「本プラン」といいます。）ので、本プランにつきまして、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本プランは、上記取締役会において、社外取締役である監査等委員を含む当社取締役全員の賛成により決定されております。

## 1. 本プランの必要性

### (1)本プラン導入の目的

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させることを目的として導入されるものです。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。また、大量買付者は、大量買付行為に際しては、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大量買付ルールに従って、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大量買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大量買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大量買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。併せて、大量買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付行為がなされた場合の取組みとして、本プランを定めることとしました。

### (2)本プランの必要性

当社経営の生命線は「新規性の追求」にあると考えており、「新規性の追求」を実践するためには、顧客との共同開発、秘密保持等、継続的な信頼関係の構築が重要と考えております。こう

した考えの下、当社は現在中長期的な視野に立った成長計画に基づく積極的な事業基盤の拡大に取り組んでおり、当社の事業を十分に理解していない買付者によって大量買付行為が実行された場合、当該成長計画を実現困難とするのみならず、顧客との信頼関係が毀損された結果、既存株主に重大な損害を生じさせる蓋然性が高いと懸念しております。また、2024年3月31日現在の当社の株主の状況に関して、代表取締役社長及びその関係者(2親等以内の親族)が保有する株式を合算すると、その持株比率の合計は20%超となります。しかしながら、当該関係者は、それぞれ代表取締役社長とは独立した関係にあることから、今後、その各々の事情に基づき当社の株式を譲渡、売却等をする可能性も十分に考えられ、その結果、株式の分散化が進んでいく可能性も十分に想定されます。加えて、当社は上場会社であるため、株主の皆様の自由な意思に基づいて株式の譲渡等が行われること、また、現時点で具体的な予定はないものの、今後の事業拡大などの目的のため当社が資本市場から資金調達する可能性もあることから、将来的に当社の発行する株式の流動性がさらに増加した場合には、当社に対して大量買付行為が行われることとなる現実的な可能性も否定できないと考えております。このような観点から、当社においては、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような大量買付行為に対して適切に対応すべく、本プランが必要であると考えております。

## 2. 本プランの内容

### (1)本プランの手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランは、以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大量買付行為」といいます。)を対象としております。そして、大量買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行いまたは行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)は、本プランに定める手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従わなければならないものとしします。

(i) 特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)、

(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)、

または

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとしします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する

関係<sup>4</sup>を樹立するあらゆる行為<sup>5</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

<sup>1</sup>特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、

(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）ならびに

(iv)上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下、同じとします。

<sup>2</sup>議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合または株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

<sup>3</sup>株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

<sup>4</sup>「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙1に定める共同協調行為等認定基準に従い行うものとします。

<sup>5</sup>本文2(1)①(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文2(1)①(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ②買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、別途当社の定める書式によ

り、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役提出していただきます。具体的には、買付意向表明書には、以下の(i)から(iii)の内容を記載していただきます。

なお、買付意向表明書をはじめ、大量買付者から当社に対して提出していただく書面は、全て日本語によるものとします。

(i)大量買付者の概要等

- a. 氏名または名称及び住所または所在地
- b. 設立準拠法
- c. 事業目的・事業の内容
- d. 代表者の役職及び氏名
- e. 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）
- f. 国内連絡先
- g. 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

(ii)大量買付者が現に保有する当社株式等の数及び買付意向表明書提出前60日間における大量買付者の当社株式等の取引状況

(iii)大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数、ならびに大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>6</sup>またはその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

<sup>6</sup>金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義される「重要提案行為等」をいいます。

### ③必要情報の提供

当社代表取締役に買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日<sup>7</sup>以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分である

と当社取締役会が外部専門家の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報リストの一部に含まれるものとしますが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家の助言を得た上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に関する情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(i)大量買付者の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ii)大量買付行為の目的（買付意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における議決権割合、大量買付行為の方法の適法性を含みます。）

(iii)大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv)大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v)大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要

(vi)大量買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容

(vii)大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii)大量買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策の概要

(ix)大量買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る

## 利害関係者への対応方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大量買付者から買付意向表明書を受領した旨、及び大量買付者に本必要情報リストを送付した旨について速やかに開示し、また、大量買付者から提供された情報（大量買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下「大量買付者提供情報」といいます。）のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報についても、適切と判断する時点で、当該情報の全部または一部を開示いたします。

また、当社は、大量買付者提供情報が本必要情報リストにおいて提供を求める情報（以下「大量買付情報」といいます。）として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断される場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

<sup>7</sup>営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

### ④取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i)現金（円貨）のみを対価とする当社株式等の全てを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、または(ii)その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤対抗措置の発動の要件

(i)大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア)特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大量買付行為に対して、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとします。

特別委員会の概要は、別紙2に記載のとおりです。また、本プラン導入時の特別委員会の委員には、井植 敏雅氏、久田 眞佐男氏及び天羽 稔氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙3に記載のとおりですが、井植 敏雅氏は事業経営、久田 眞佐男氏及び天羽 稔氏は事業経営及び海外事業に関し、それぞれ豊富な経験と専門性を有しております。また、井植 敏雅氏、久田 眞佐男氏及び天羽 稔氏は当社の監査等委員である社外取締役であり、いずれも当社からの独立性を有しております。

(イ)株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b)大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。



(ii)大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていたくものとします。具体的には、以下(a)から(e)の場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められるものとみなします。

(a)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合

(b)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等を大量買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っている場合

(c)当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っている場合

(d)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の取得を行っている場合

(e)強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の売買を行うことをいいます。）等、株主に当社株式等の売却を事実上強要するおそれがある買付けの場合

## ⑥株主意思確認総会

上記⑤のとおり、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとしたします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

### (2)対抗措置の具体的内容

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。なお、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙４の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

### (3)対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

ただし、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の割当期日（別紙4第1項において定義されます。以下同じとします。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社株式等を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社株式等を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

#### (4)本プランの有効期限ならびに廃止及び変更

本プランの有効期限は、2027年6月開催予定の当社第66回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制・裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更等の軽微な変更を除きます。）及び変更の内容について、適切に開示いたします。

以 上

## 共同協調行為等認定基準

※ 本基準は、本プランで定義される大量買付者を含む「特定株主グループ」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大量買付者」の認定の前提となる「大量買付行為」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。

※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記(1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、特定株主グループとの間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

- (1) 当社株券等を取得している時期が、特定株主グループによる当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
- (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
- (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、特定株主グループによる当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定株主グループによる当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定株主グループの行動に関連するイベントと近接しているか。
- (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、特定株主グループによる当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。）の特徴との間に共通性がみられるか。
- (5) 特定株主グループが株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定株主グループのそれと重なり合っているか。
- (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定株主グループとともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株

主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

(7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び特定株主グループ（ならびに当該認定対象者以外の者で当該特定株主グループと同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。

(8) 特定株主グループとの間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。

(9) 特定株主グループとの間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。

(10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この(10)を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行為」と認定してはならないものとする。）。

(11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が特定株主グループのそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この(11)を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行為」と認定してはならないものとする。）。

(12) その代理人やアドバイザーが、特定株主グループのそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、及び／または親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定株主グループとの間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）。

(13) その他、特定株主グループとの間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

## 【別紙2】

### 特別委員会の概要

1. 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置されます。
2. 当社の独立性要件を満たす独立社外取締役から選定された3名以上の特別委員で構成される。特別委員の任期は、選定された日から対応方針の有効期間満了の時までとし、重任を妨げない。
3. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとします。
4. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家の助言を得ることが出来るものとします。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担するものとします。
5. 特別委員会の勧告は、特段の事情がない限り、特別委員会の委員の全員が出席し、その過半数をもって決議するものとします。

## 【別紙3】

### 特別委員会委員の略歴

井植 敏雅（いうえ としまさ）：1962年12月3日生  
1989年 4月 三洋電機株式会社入社  
1996年 6月 同社 取締役  
2002年 6月 同社 代表取締役副社長  
2005年 6月 同社 代表取締役社長  
2007年 6月 同社 特別顧問  
2010年 2月 株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL） 副社長執行役員  
2011年 4月 株式会社LIXIL 取締役副社長執行役員  
2016年 6月 株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL） 取締役 執行役副社長  
2018年 6月 当社 社外取締役  
2019年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）  
2019年 8月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY） 社外取締役（現任）  
2020年 6月 株式会社西島製作所 社外取締役（監査等委員）  
2020年 6月 亀田製菓株式会社 社外取締役（現任）  
2022年 6月 株式会社西島製作所 社外取締役（現任）

久田 眞佐男（ひさだ まさお）：1948年12月16日生

1972年 4月 株式会社日立製作所入社

2007年 4月 同社 執行役常務

2010年 4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ（現株式会社日立ハイテク）代表執行役 執行役副社長

2010年 6月 同社 代表執行役 執行役副社長（兼）取締役

2011年 4月 同社 代表執行役 執行役社長（兼）取締役

2015年 4月 同社 取締役（兼）執行役

2015年 6月 同社 取締役会長（兼）執行役

2016年 4月 同社 取締役会長

2017年 6月 同社 相談役

2019年 6月 同社 名誉相談役（現任）

2019年 6月 アルコニックス株式会社 社外取締役（現任）

2019年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

天羽 稔（あもうみのる）：1951年12月9日生

1979年 4月 デュポンファーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社

2000年 3月 同社 取締役

2005年 7月 同社 エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋リージョナルディレクター（兼）デュポン株式会社 取締役副社長

2006年 9月 同社 代表取締役社長

2013年 1月 同社 代表取締役（兼）デュポン アジア パシフィック リミテッド社長

2014年 9月 同社 名誉会長

2015年 6月 株式会社キッツ 社外取締役（現任）

2016年 3月 デュポン株式会社 名誉会長 退任

2016年 3月 大塚化学株式会社 社外監査役

2019年 3月 同社 社外取締役（現任）

2021年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式の数を除きます。）を減じた数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。



## 7. 本新株予約権の行使条件

① 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大量買付行為」といいます。）を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行いまたは行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）、その特定株主グループ、及び下記(iii)の場合における「他の株主」をいいます。

(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

または

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

② 新株予約権者は、当社に対し、上記7. ①の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記7. ①の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

③ 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではありません。

④ 上記7. ③の条件の充足の確認は、上記7. ②に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 8. 取得条項

① 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記7の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記7. ③に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記8. ②において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。

② 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

### ア 行使条件

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使することができません。

(a) 大量買付者が株主意思確認総会決議後に大量買付行為を中止または撤回し、かつ、その後大量買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大量買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、

(b) 当該処分を行った後における大量買付者の株券等保有割合（ただし、本「ア」において、株券等保有割合の計算に当たっては大量買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大量買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大量買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます。

### イ 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（ただし、行使条件が充足されていないものに限り、ます。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

③ 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記7. ②に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとし、ます。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得

することができるものとします。

#### 9. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

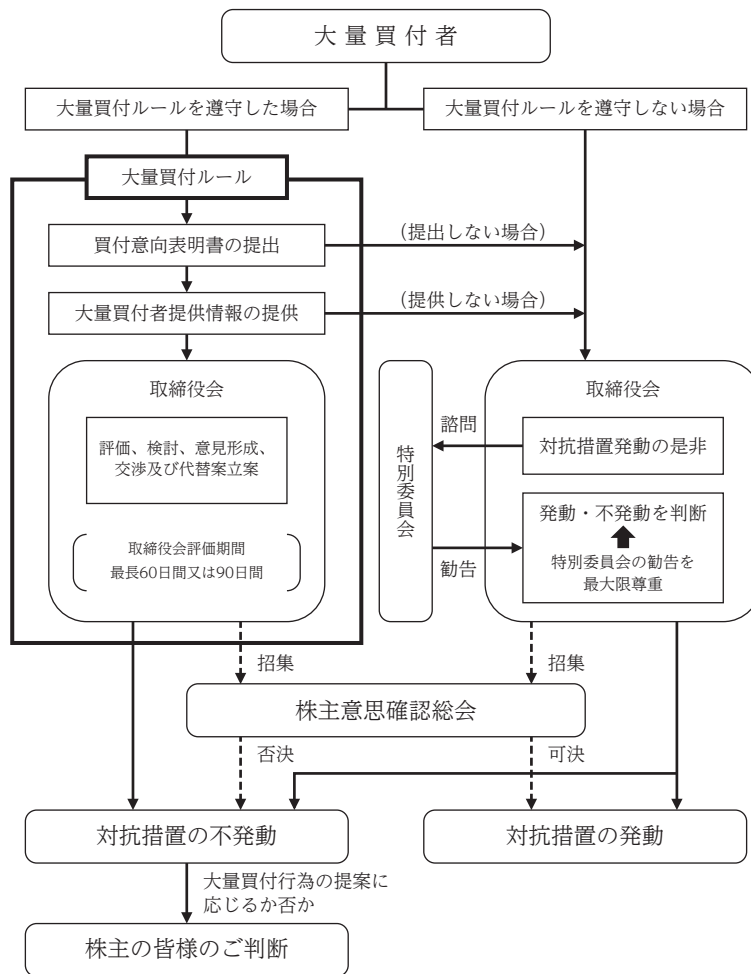
#### 10. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

#### 11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

本プランの手續に関するフローチャート



このフローチャートは、あくまでも本プランの概要をわかりやすく説明するための参考資料として作成されたものです。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国経済の停滞継続、地政学的な緊張の高まりなど、先行きの不透明な状況が続いております。

米国においては、良好な雇用・所得環境により個人消費は底堅く推移し、企業の景況感も持ち直しの兆しが見られます。中国においては、春節需要による個人消費の回復やアセアン向けを中心とした輸出の増加により景気は一時的に持ち直しているものの、不動産不況や対中直接投資の大幅減少などによる景気減速が継続しております。新興国・地域においては、世界景気の減速により輸出が低迷する一方、内需は底堅く推移しております。わが国経済は、堅調な設備投資やインバウンド需要の回復継続により、景気は緩やかに回復しております。

このような状況の中、当社が関連する市場においては、世界経済の減速や半導体需要の調整の長期化による低迷など、依然として不透明な状況が継続しております。当社は、顧客のニーズに対して当社グループの技術やソリューション提案力の強みを繋げることにより、課題の解決を通し社会に貢献するとともに、新規事業創出の機会としてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は37,805百万円（前期比10.5%減）となり、営業利益は4,645百万円（前期比47.3%減）、経常利益は5,263百万円（前期比40.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,443百万円（前期比25.5%減）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 〔Semiconductor事業〕

各種ICテスト用ソケット、バーンインソケットは、サーバー用途とモバイル用途の市場調整が継続し、売上高は低調に推移しました。当第4四半期連結会計期間においては、AI用サーバー向けソケットの出荷が好調に推移し売上高は増加しました。半導体需要の調整は、当初想定より長引いているものの、特に当社が注力しているサーバーや自動車用途の需要は中期的には増加傾向を見込んでおり、引き続き将来の成長に備えた生産能力増強やテスト用ソケットに関する技術開発への投資を積極的に進めております。この結果、当連結会計年度の売上高は16,677百万円（前期比28.8%減）、セグメント営業利益は1,743百万円（前期比73.2%減）となりました。

#### 「Life Science事業」

遺伝子検査用製品は、顧客の生産調整が継続し、売上高は低調に推移しました。今後、新製品の量産立ち上げを予定しているものの、顧客の生産調整が長引く見通しであることから、抜本的なコスト構造の見直しによる収益改善を進め、2025年3月期中の黒字化を目指してまいります。なお、当該Life Science事業には、新規分野への先行投資や新事業開発が含まれております。この結果、当連結会計年度の売上高は2,367百万円（前期比23.4%減）、セグメント営業損失は1,152百万円（前期は638百万円のセグメント営業損失）となりました。

#### 「Digital Communication事業」

光通信関連の光学デバイスは、A I用途等のハイエンド領域において高いシェアを維持し、売上高は堅調に推移しました。当第4四半期連結会計期間においては、光トランシーバーサプライチェーンにおける部品不足の影響を受け、一時的に当社の光学デバイスの売上高は減少しました。A I用サーバー市場は今後も成長する見通しであり、主力製品のシェア維持や横展開による販売促進、次世代製品の開発・上市を進め、さらなる事業成長を目指してまいります。LED用拡散レンズは、液晶テレビ市場の需要減少が継続し、売上高は低調に推移しました。この結果、当連結会計年度の売上高は5,636百万円（前期比49.1%増）、セグメント営業利益は3,119百万円（前期比96.6%増）となりました。

#### 「Energy Saving Solution事業」

自動車用部品は自動車の生産回復、自動車の電装化に対応した低騒音・高効率ギヤソリューションビジネスの拡大により、売上高は堅調に推移しました。今後も電装化ニーズに伴う新アプリケーションの取込みにより北米や欧州地域でのシェア拡大、既存の日系顧客向けの販売を促進してまいります。この結果、当連結会計年度の売上高は13,122百万円（前期比9.9%増）、セグメント営業利益は934百万円（前期比31.2%減）となりました。

## (2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,849百万円であり、その主なものは、国内拠点での建物の改修、新規金型の取得及び組立・加工用設備を主体とした機械装置等の増設等で3,008百万円、海外拠点での新規金型の取得及び成形設備を主体とした機械装置等の増設等で840百万円です。

## (3)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4)対処すべき課題

世界経済は、中国経済の停滞継続や地政学的リスクの上昇等により先行き不透明な状態が続いております。

半導体市場は、顧客の生産調整が当初想定よりも長引いているものの、特に当社が注力しているサーバーや自動車用途の需要は中期的には増加傾向を見込んでおります。ライフサイエンス市場は、顧客の生産調整が長引く見通しとなっております。自動車市場は生産回復と自動車の電装化への流れが加速し、需要は拡大傾向にあります。

そのような状況の中、当社の強みである技術力やソリューション提案力により顧客ならびに社会の課題解決を通じた社会貢献を図るとともに、持続的な成長を実現することで、企業価値の向上に繋げてまいります。

当社グループは持続的な成長の実現のために以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

#### ① Essential領域の事業への注力

成長市場であり、人と地球のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める領域を当社はEssential領域と定めております。Semiconductor事業及びLife Science事業は事業自体がEssentialであり、市場成長以上の事業成長を目指してまいります。Digital Communication事業とEnergy Saving Solution事業は既存事業の深化を進めると同時に、要素技術や新製品の開発に注力することで、Essentialな領域への転換を行い、さらなる成長を模索してまいります。またよりバランスの取れた事業構成とすべく、各事業において顧客価値の創出に努めるとともに、新事業の開発にも継続して取り組んでまいります。

#### ② 競争力の強化

当社が属する電子部品業界においては、顧客ニーズの多様化や高度化が進行しております。当社は顧客目線を軸としたダイヤモンドチェーンの構築、課題解決のためのソリューション開発の推進、素材から製品をお届けするまでのサプライチェーン改革に取り組み、ソリューションプロバイダーとしての存在価値を示してまいります。

#### ③ 組織力の向上

当社グループの持続的な成長を実現するために、最重要財産である人材への投資は競争力の強化に直結するため今まで以上に重要になると考えております。当社においては「信頼」「顧客価値」「新規性の追求」「創造と挑戦」という創業以来変わらない文化の醸成のために企業理念の浸透を図り、事業推進を推し進める中核人材の育成に加えて、当社のあるべき人材像への成長のスピードアップを図り、組織力の向上に向けた人的リソースを確保してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5)財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高 (百万円)	29,437	32,894	42,240	37,805
経常利益 (百万円)	1,906	3,451	8,785	5,263
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	893	2,528	4,621	3,443
1株当たり当期純利益	79円41銭	287円10銭	523円94銭	390円14銭
総資産 (百万円)	45,155	47,061	54,599	60,028
純資産 (百万円)	38,103	41,493	47,307	52,667

### ②事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高 (百万円)	5,471	6,807	8,089	10,322
経常利益 (百万円)	4,284	1,945	2,794	9,173
当期純利益 (百万円)	4,176	4,033	1,699	8,250
1株当たり当期純利益	371円05銭	458円01銭	192円64銭	934円73銭
総資産 (百万円)	28,639	29,790	31,524	40,173
純資産 (百万円)	25,349	28,405	29,750	37,756

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。



## (6)重要な子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Q M S 株式会社	50 百万円	100.0%	Semiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売
株式会社エンプラス半導体機器	310 百万円	100.0%	Semiconductor事業製品の製造・販売
株式会社エンプラス研究所	45 百万円	100.0%	研究開発全般
ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.	2,382 千米ドル	100.0%	Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング
ENPLAS(U.S.A.), INC.	4,000 千米ドル	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.	2,000 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売及び技術サービス
ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.	4,000 千マレーシアリングgit	100.0%	Semiconductor事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売及び技術サービス
ENPLAS PRECISION (THAILAND) CO., LTD.	100,000 千タイバーツ	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.	18,311 千人民元	100.0%	Digital Communication事業製品の情報収集及びマーケティング、Energy Saving Solution事業製品の製造・販売

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	21,120 千ニュー台湾ドル	70.0%	Semiconductor事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング
ENPLAS(VIETNAM) CO., LTD.	1,522 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業、Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造、販売
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.	18,919 千人民元	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
PT.ENPLAS INDONESIA	2,000 千米ドル	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	13,000 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業製品の製造・販売ならびに情報収集及びマーケティング
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.	200 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業製品の製造・販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS MICROTECH, INC.	3,000 千米ドル	100.0%	Life Science事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS(EUROPE) LTD.	500 千米ドル	100.0%	欧州地域の統括、Semiconductor事業及びLife Science事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS(DEUTSCHLAND) GMBH.	25 千ユーロ	100.0%	Semiconductor事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS(ITALIA) S.R.L.	20 千ユーロ	100.0%	Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ENPLAS(ISRAEL) LTD.	100 千シュケル	100.0%	Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS AMERICA, INC.	1,000 千米ドル	100.0%	北米地域の統括
ENPLAS LIFE TECH, INC.	100 米ドル	100.0%	Life Science事業製品の製造・販売
ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.	6,994 千人民元	70.0%	Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング

- (注) 1. ENPLAS PRECISION(MALAYSIA) SDN. BHD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分70.0%を含めております。
2. ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分10.0%を含めております。
3. ENPLAS(VIETNAM) CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分であります。
4. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分80.0%及びENPLAS(U.S.A.), INC.の保有分20.0%であります。
5. 株式会社エンプラス半導体機器ならびにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.の保有分であります。
6. ENPLAS(U.S.A.), INC.、ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.、ENPLAS MICROTCH, INC.ならびにENPLAS LIFE TECH, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS AMERICA, INC.の保有分であります。
7. ENPLAS(DEUTSCHLAND) GMBH.、ENPLAS(ITALIA) S.R.L.ならびにENPLAS(ISRAEL) LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS(EUROPE) LTD.の保有分であります。
8. ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATIONの保有分であります。

## (7)主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (8)主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、市場や用途別のセグメントから構成されており、「Semiconductor事業」、「Life

Science事業」、「Digital Communication事業」、「Energy Saving Solution事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する製品は以下のとおりであります。

セグメント	製品内容
Semiconductor事業	各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット
Life Science事業	ライフサイエンス関連製品
Digital Communication事業	光通信デバイス、LED用拡散レンズ
Energy Saving Solution事業	自動車機器、OA、計器、住宅機器

(9)主要拠点等 (2024年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
グローバル本社	東京都千代田区
本社	埼玉県川口市
鹿沼工場	栃木県鹿沼市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
京都共創センター	京都府京都市

②子会社

名 称	所 在 地
QMS株式会社	埼玉県川口市
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	シンガポール
ENPLAS AMERICA, INC.	米国ニューヨーク州
ENPLAS(U.S.A.), INC.	米国ジョージア州
他 19社	

(10)従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業部門等の名称	従業員数(名)	
Semiconductor事業	305	(37)
Life Science事業	106	(35)
Digital Communication事業	160	(14)
Energy Saving Solution事業	696	(59)
研究開発	61	(6)
全社(共通)	193	(16)
合 計	1,521	(167)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 62,400,000株

(2)発行済株式の総数 9,732,897株

(注) 1. 発行済株式総数には904,376株の自己株式を含んでおります。

(3)株主数 3,723名

### (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
横田大輔	1,422千株	16.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,238千株	14.02%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	674千株	7.63%
横田誠	518千株	5.87%
株式会社みずほ銀行	434千株	4.92%
株式会社埼玉りそな銀行	432千株	4.89%
公益財団法人エンプラス横田教育振興財団	300千株	3.39%
鈴木吉子	175千株	1.98%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN ADVANTAGE POOL	155千株	1.75%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	149千株	1.68%

(注) 1. 当社は、自己株式を904,376株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式の種類及び数	交付された役員の数
取締役 (監査等委員である者及び社外取締役を除く。)	2,300株	3名
社外取締役 (監査等委員である者を除く。)	0株	0名
監査等委員である取締役	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項(2)取締役の報酬等」に記載しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2022年6月27日
新株予約権の数	110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 11,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の1個当たり払込金額	73,700円
新株予約権行使時の1株当たり出資される財産の価値	3,353円
権利行使期間	2025年6月28日から 2027年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
保有状況	取締役(監査等委員である者及び 社外取締役を除く。) 3名 110個

- (注) 1. 新株予約権行使の条件  
新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社グループ会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要します。
2. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1)取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横田大輔	
取締役兼常務経営執行役員	宮坂章司	経営企画管理本部長
取締役兼経営執行役員	藤田慈也	財務経理本部長
取締役 (監査等委員)	井植敏雅	株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役、 株式会社西島製作所 社外取締役、 亀田製菓株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	久田眞佐男	アルコニックス株式会社 社外取締役、 株式会社日立ハイテク 名誉相談役
取締役 (監査等委員)	天羽稔	株式会社キッツ 社外取締役、 大塚化学株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	當間和幸	

- (注) 1. 取締役 井植敏雅氏、久田眞佐男氏及び天羽稔氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 井植敏雅氏、久田眞佐男氏及び天羽稔氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、當間和幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役 天羽稔氏との間で、2018年9月から2021年5月まで顧問契約を締結しておりましたが、その取引金額は当社コーポレート・ガバナンスポリシー別紙「社外取締役に係る独立性基準」における基準額(年間1,000万円)の範囲内であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。



## (2)取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア 方針の決定の方法

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が議長を務める指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会において、取締役（監査等委員である者を除く。以下「取締役」といいます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

#### イ 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### 1. 基本方針

##### (1)原則

各々の取締役が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保いたします。取締役規定及び執行役員規定等の社内規定や役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守いたします。

##### (2)業務執行取締役の報酬体系

当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とし、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬とは別に、経営執行役員の報酬の一部として業績連動報酬（賞与部分）を支給いたします。中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬及び業績連動報酬とは別に、譲渡制限付株式報酬を付与いたします。中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別に、ストックオプション報酬として新株予約権を付与することがあります。

##### (3)社外取締役の報酬体系

社外取締役の報酬体系は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみといたします。

#### 2. 固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、指名・報酬諮問委員会での個別報酬の審議、取締役会への答申及び取締役会の決議により決定いたします。各取締役の報酬は、市場、役位、過去の取締役としての経験及びキャリア等を総合的に検討し調整することがあります。支給の時期は、毎月一定の時期といたします。

#### 3. 業績連動報酬に関する方針

中長期インセンティブとして、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、執行役員部分の報酬の一部として、業績連動型報酬を支給します。業績連動型報酬は、賞与部分から構成されます。

賞与部分は、連結売上高経常利益率をベースとし、取締役部分の報酬と執行役員部分の報酬とを合算した額が株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、指名・報酬諮問委員会での個別報酬の審議、取締役会への答申及び取締役会の決議により決定いたします。支給の時期は、毎年一定の時期とします。

#### 4. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬の付与対象者は当社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員その他の一部従業員及び国内グループ会社の取締役とします。当社は取締役会決議を経て、付与対象者に対して、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。付与対象者は、取締役会決議に基づき、当社から付与された金銭報酬債権及び金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、譲渡制限付株式の発行または処分を受けるものとします。

ストックオプション報酬の付与対象者は当社及び当社グループ会社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員及び従業員とし、取締役会決議を経て、ストックオプション（新株予約権）の割当てを行います。他の諸条件については、発行要項及び新株予約権割当契約に関する申込書兼同意書において決定いたします。

#### 5. 報酬等の割合に関する決定方針

役員報酬は固定報酬のみですが、経営執行役員を兼務する場合は執行役員の報酬として月例給与、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。固定報酬及び月例給与と業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、概ね固定報酬及び月例給与60%、業績連動報酬30%、譲渡制限付株式報酬10%となるように設定しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年7,500株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）の員数は2名であります。

#### ③当事業年度に係る取締役及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的

な検討を行っており、その答申を尊重して取締役会において決定しています。このことから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	193 (-)	109 (-)	70 (-)	13 (-)	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	68 (54)	68 (54)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	261 (54)	177 (54)	70 (-)	13 (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
2. 当社の業績連動報酬等は、賞与部分から構成されております。賞与部分にかかる業績指数は連結売上高経常利益率であり、その実績は13.9%であります。当該指標を選択した理由は、当社グループの経営環境や業績を反映できるからであります。当社の賞与部分にかかる業績連動報酬は、基準額に対し連結売上高経常利益率の増減に応じた一定の比率を乗じたものに、業務執行状況の評価に応じて30%の範囲内で加減算したもので算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとしての新株予約権及び譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は「① 4.非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。

### (3)社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 井植敏雅氏は、株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役、株式会社西島製作所 社外取締役、及び亀田製菓株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役 久田眞佐男氏は、アルコニックス株式会社 社外取締役及び株式会社日立ハイテク 名誉相談役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役 天羽稔氏は、株式会社キッツ 社外取締役及び大塚化学株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
		社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要及び発言状況	
取締役 (監査等委員)	井植敏雅	12回/12回	12回/12回
		国内上場会社において代表取締役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主に経営者の観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の議長を務めました。	
取締役 (監査等委員)	久田眞佐男	12回/12回	12回/12回
		国内上場会社において代表執行役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主にESG・サステナビリティの観点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会の議長として主導的な役割を果たし、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めました。	
取締役 (監査等委員)	天羽稔	12回/12回	12回/12回
		米国上場会社の日本法人において代表取締役社長をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主に企業経営について専門的な観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っており、適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。	

#### (4)責任限定契約に関する事項

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役である井植敏雅氏、久田眞佐男氏、天羽稔氏、當間和幸氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されるものとする。

#### (5)役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1)名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2)当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の主要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

③ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

④ 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。

- ⑥その他の当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。

- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制：

監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

- ⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：

取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけられております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、ならびに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。更に、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。



- ⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しております。

- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保証することとしております。

- ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

- ⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。更に、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

- ⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

## (2)業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築のための基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」を定めており、取締役が必要に応じてこれらの情報を閲覧できる状況となっております。

### ②当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

当社は、損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を定めております。内部統制システムの有効性・実効性を含めた事業遂行上の重大なリスクに関する検証を行う、総合リスク管理委員会を年2回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員が参加し、グループ全体のリスクを未然に防ぐ対応策について審議決定しております。

### ③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

当連結会計年度においては、業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした、本社レベルの経営執行会議を年4回開催し、主要な参加者として取締役、監査等委員、執行役員が参加しております。

また、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営戦略会議を年23回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員が参加し、審議決定しております。

### ④当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：

当社は、「コンプライアンス規定」、「エンプラスグループ行動規範規定」、「内部通報規定」を定め、当社及び子会社のすべてに適用するとともに、当社の法務担当役員をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、当社の主要部門または国内・海外子会社の責任者をローカル・コンプライアンス・オフィサー、及び法務部門を事務局とするコンプライアンス体制を整備しております。また、当社は、当社を含む国内・海外子会社を対象として、コンプライアンス会議を年1回以上開催するとともに、コンプライアンス点検を年1回実施し、当社グループのコンプライアンスの強化を図っております。

### ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：

「グループ会社管理規定」に基づき、子会社は原則として毎月部門執行会議を開催し、提起された重要な問題については、子会社は経営戦略会議もしくは経営執行会議にて当社の取締役、監査等委員、執行役員へ報告を行っております。

- ⑥その他の当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：  
当社及び子会社における重要事項については、各社で付議する前に、当社の経営戦略会議において審議の上、事前承認の可否を判断しております。
- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制：  
当連結会計年度においては、監査等委員会の補助使用人を1名配置し、監査業務遂行の補助を行っております。
- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：  
監査等委員会の補助使用人は組織上も取締役（監査等委員である者を除く。）から独立しており、監査等委員会の指揮命令に従い、人事評価についても監査等委員会の同意を得ております。
- ⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：  
また、常勤の監査等委員は、経営執行会議には年4回、経営戦略会議には年23回出席し、これらにおいて当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受け、必要に応じて他の監査等委員とその内容を共有しております。
- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：  
当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、直ちに監査等委員に対して報告するよう徹底しております。なお、当連結会計年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はなく、内部通報の状況については監査等委員に対して報告されております。
- ⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：  
当社は、「内部通報規定」において、通報をしたことによる解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記し周知しております。
- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：  
監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人への個別ヒアリングを随時実施しております。また、代表取締役社長及び監査法人との意見交換も定期的に実施しております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

当社は、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を定め、本規定に沿って適切に運用しております。

⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）に必要な費用については、監査等委員の請求に基づきすべて負担しております。

⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、ポスター掲示等による当社及び当社グループ役職員の啓発活動を実施しております。

### (3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆さまに還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上を図るため引き続き事業体質の改善に取組み、企業価値の向上を図ってまいります。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のために積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆さまに還元できるものと考えております。

なお、当事業年度の期末配当金は、2024年5月30日開催の取締役会決議により、1株当たり30円とし、2024年5月31日を支払開始日とさせていただきます。既に2023年12月1日に1株当たり30円の間配当を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり60円となります。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社株式は金融商品取引所に上場されており、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付提案であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、このような大量買付提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきであるかという問題に密接に関連することから、最終的には株主の皆さまの意思によるべきであると考えております。

しかしながら、このような大量買付提案の中には、株主の皆さまによる最終的なご判断のために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆さまに対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、更には当社の経営に対して真摯に関与する意思が認められないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものも想定されます。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

そこで当社は、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認の下、2009年に導入し、これまで定時株主総会の決議による出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛成によりご承認を得てきました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新させていただきました。

本プランは、前述した不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆さまが当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆さまに対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社の使命は独創的アイデアを総合技術で価値ある製品に変え、より良い未来を支える事であり、①電子・自動車、光学、半導体等の多様な事業展開を可能にする開発力、②エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤、を強みとしております。

当社経営の生命線は「新規性の追求」にあると考えており、「新規性の追求」を実践するた

めには、顧客との共同開発、秘密保持等、継続的な信頼関係の構築が重要であるという考えの下、当社は現在、中長期的な視野に立った成長計画に基づく積極的な事業基盤の拡大に取り組んでおります。

今後とも将来の収益機会を確実に取り込み、継続的な成長を実現するための各種施策を実施してまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

#### (1)本プランの手續

##### ①対象となる大量買付行為

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い、または行おうとする者を「大量買付者」といいます。）を対象としております。

##### ②買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役に提出していただきます。

##### ③必要情報の提供

当社代表取締役に買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆さまのご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆さまのご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

#### ④取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i)現金(円貨)のみを対価とする当社株式等のすべてを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、または(ii)その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆さまに開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤対抗措置の発動の要件

(i)大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア)特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する敵対的買収行為とみなし、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆さまのご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の招集を要しないものとします。

(イ)株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b)大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆さまのご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまのご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。

(ii)大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆さまにおいて、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。

## ⑥株主意思確認総会

当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

そして、株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆さまを確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆さまは、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまとします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆さまの議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うもの



とし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

## (2) 対抗措置の中止または撤回

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

## (3) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、第60回定時株主総会の終結時より、2024年6月開催予定の当社第63回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

## (4) 株主及び投資家の皆さまへの影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆さまの保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する

当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することはありません。本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆さまの保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるという目的をもって、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認の下、更新されたものです。

本プランには、有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。更に、当社取締役会は、一定の場合に株主意識確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。

したがって、本プランの導入及び廃止ならびに対抗措置の発動には、株主の皆さまのご意思が十分反映される仕組みとなっております。

当社は、本プランにおいて、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

当社取締役会は、以上の理由により、本プランは基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	40,427
現金及び預金	24,788
受取手形及び売掛金	9,712
製品	1,119
仕掛品	694
原材料及び貯蔵品	2,050
未収消費税等	965
未収還付法人税等	201
その他の	903
貸倒引当金	△9
固定資産	19,601
有形固定資産	17,573
建物及び構築物	4,150
機械装置及び運搬具	2,586
工具、器具及び備品	1,335
土地	6,875
使用権資産	1,724
建設仮勘定	900
無形固定資産	214
ソフトウェア	150
その他の	63
投資その他の資産	1,812
投資有価証券	555
退職給付に係る資産	471
繰延税金資産	277
その他の	528
貸倒引当金	△21
資産合計	60,028

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,679
買掛金	1,311
リース債務	352
未払金	1,165
未払費用	622
未払法人税等	844
契約負債	156
賞与引当金	740
転貸損失引当金	29
役員賞与引当金	88
その他の	367
固定負債	1,681
リース債務	1,373
退職給付に係る負債	90
繰延税金負債	35
転貸損失引当金	36
その他の	146
負債合計	7,361
(純資産の部)	
株主資本	45,933
資本金	8,080
資本剰余金	2,013
利益剰余金	39,096
自己株式	△3,257
その他の包括利益累計額	5,886
その他有価証券評価差額金	286
為替換算調整勘定	5,599
新株予約権	120
非支配株主持分	727
純資産合計	52,667
負債・純資産合計	60,028

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
売上	37,805	
売上原価	20,799	
売上総利益	17,006	
販売費及び一般管理費	12,360	
営業外収益	4,645	
受取利息	301	
受取配当	16	
受取替資産	312	
固定資産売却益	6	
リースの	63	
営業外費用	64	764
支払利息	76	
固定資産借入費	3	
支払補償	45	
その他	21	146
経常利益	5,263	
固定資産売却益	49	
投資有価証券売却益	8	
受取保険金	227	
その他	0	285
特別損失		
固定資産売却損失	13	
減損	27	
訴訟関連損	74	
災害損	53	
投資有価証券評価損	86	
事業再構築費用	106	
貸倒損	164	525
税金等調整前当期純利益	5,023	
法人税、住民税及び事業税	1,668	
法人税等調整額	△163	1,504
当期純利益	3,519	
非支配株主に帰属する当期純利益	76	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,443	

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	8,080	1,998	36,182	△3,276	42,984
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△529		△529
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,443		3,443
自己株式の取得				△3	△3
譲渡制限付株式報酬		15		23	38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	15	2,914	19	2,949
2024年3月31日残高	8,080	2,013	39,096	△3,257	45,933

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配分 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2023年4月1日残高	103	3,460	3,563	53	705	47,307
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△529
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,443
自己株式の取得						△3
譲渡制限付株式報酬						38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	182	2,139	2,322	67	21	2,410
連結会計年度中の変動額合計	182	2,139	2,322	67	21	5,360
2024年3月31日残高	286	5,599	5,886	120	727	52,667

## 連結注記表

### 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………23社  
主要な連結子会社の名称……………QMS株式会社  
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.  
ENPLAS AMERICA, INC.  
ENPLAS(U.S.A.), INC.

#### (2)持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称  
Integrated Nano-Technologies, Inc

持分法を適用しない理由……………事業活動を停止し休眠状態となっており、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3)会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 市場価格のない株式等

以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 製品・仕掛品・原材料

成形品……………当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として総平均法による低価法

金型……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）  
在外連結子会社は主として移動平均法による低価法

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

顧客関連資産 5年（その効果の及ぶ期間）

## ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

転貸損失引当金……………転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

## ④収益及び費用の計上基準

当社グループはSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ⑤重要な外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段	為替予約取引
ヘッジ対象	外貨建売掛金
	外貨建未収入金
	外貨建買掛金

ヘッジ方針……………為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……………為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

⑧退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑨グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。



## 2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、経営者は判断及び見積りを利用しております。

経営者による判断ならびに将来に関する仮定及び見積りの不確実性は、連結計算書類の報告日の資産、負債の金額及び偶発資産、偶発負債の開示、ならびに収益及び費用として報告した金額に影響を与えております。

なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下のとおりであります。

### 固定資産の評価

連結貸借対照表に計上した、Life Science事業に係る有形・無形固定資産の金額

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額
有形固定資産	1,492
無形固定資産	10
計	1,503

Life Science事業の有形・無形固定資産のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。

固定資産の減損に係る評価について当社グループでは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候のある資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上することとしております。

Life Science事業では、DNA、たんぱく質、細胞などの分析装置のデバイス及び周辺部品といったバイオ関連製品の早期事業化、新事業創出に向けた活動に注力している遺伝子検査分野を有しており、当該分野に係る固定資産は、有形固定資産765百万円、無形固定資産10百万円であります。

各資産グループの減損の兆候の判定については、事業計画等を基礎としており、遺伝子検査分野では、市場成長予測の鈍化やそれに伴う受注低迷などの外部環境要因の他に、コスト構造改善計画の実現可能性などの重要な仮定が含まれます。これらの仮定に変化が生じ、事業計画が未達となった場合には減損の兆候を識別する可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,275百万円

(2) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。

受取手形 63百万円

#### 4.連結損益計算書に関する注記

##### (1)受取保険金

2023年6月に発生した局地的な豪雨により被災した当社設備に対する保険金受取額を受取保険金227百万円として特別利益に計上しております。

##### (2)減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産につきまして減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

用途	場所	種類	金額
事業用資産	埼玉県川口市	無形固定資産その他(特許権)	27

当社グループは、事業部門を基礎として、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

資産の回収可能価額は将来の使用が見込まれない事業用資産については、回収可能価額をゼロと評価しており、帳簿価額を評価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

##### (3)訴訟関連損失

当社子会社でありました株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD.(大韓民国京畿道安山市)から、韓国の公正取引法上の不公正取引行為または民法上の不法行為を理由として、損害の賠償を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2023年11月30日に韓国大法院より請求を棄却する決定がされました。

上記の結果、当該訴訟により生じた弁護士費用を訴訟関連損失74百万円として特別損失に計上しております。

なお、当社株式会社エンプラスが2021年9月1日を効力発生日として、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを吸収合併したことに伴い、上記訴訟を株式会社エンプラスが承継しておりました。

##### (4)災害損失

2023年6月に発生した局地的な豪雨により被災した当社設備の復旧費用を災害損失53百万円として特別損失に計上しております。

##### (5)投資有価証券評価損

当社連結子会社が保有する投資有価証券に区分される有価証券のうち実質価額が著しく低下したものについて、投資有価証券評価損86百万円として特別損失に計上しております。

##### (6)事業再構築費用

当連結会計年度における特別退職金106百万円を特別損失に計上しております。

##### (7)貸倒損失

当社連結子会社の短期貸付金について、貸付先の財政状態等を踏まえ、個別に回収可能性を検討した結果、当該短期貸付金全額について、貸倒損失164百万円として特別損失に計上しております。

## 5.連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,732,897株	－株	－株	9,732,897株

## (2)自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	910,432株	344株	6,400株	904,376株

(注) 普通株式の自己株式の増加344株は、単元未満株式の買取による増加344株であります。また、普通株式の自己株式の減少6,400株は、譲渡制限付株式の付与による減少6,400株であります。

## (3)剰余金の配当に関する事項

## ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月31日 取締役会	普通株式	264百万円	30円00銭	2023年3月31日	2023年6月2日
2023年10月27日 取締役会	普通株式	264百万円	30円00銭	2023年9月30日	2023年12月1日

## ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	264百万円	30円00銭	2024年3月31日	2024年5月31日

## 6.金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

### (2)金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注2）をご参照下さい。）また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	555	555	—
デリバティブ取引	—	—	—

## (注1) 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

投資有価証券の当連結会計年度中の売却額は12百万円であり、売却益の合計額は8百万円であります。

なお、投資有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	244	555	311
合計		244	555	311

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されるもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引売建 米ドル	売掛金	2,518千米ドル	※
	為替予約取引買建 日本円	買掛金	250百万円	※

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券	555	—	—	555

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引」をご参照下さい。

## 7.収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	計
各種 I Cテスト用ソケット、パ ーンインソケット	16,677	—	—	—	16,677
ライフサイエンス関連製品	—	2,367	—	—	2,367
光通信デバイス	—	—	4,257	—	4,257
L E D用拡散レンズ	—	—	1,379	—	1,379
自動車機器、O A、計器、住宅 機器	—	—	—	13,122	13,122
顧客との契約から生じる収益	16,677	2,367	5,636	13,122	37,805
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	16,677	2,367	5,636	13,122	37,805

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8.1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 5,869円59銭

(2)1株当たり当期純利益 390円14銭

## 9.重要な後発事象

### 重要な設備投資

当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、次のとおり固定資産の取得（新社屋建設）を決議致しました。

#### (1)建設の目的

当社は、持続的な企業価値の向上を通じて企業理念を実現するために、お客様にお喜びいただける価値ある製品を創出し続けることが必要である、と考えております。そのため、現在事業毎に分散し老朽化も進んでいる研究開発施設を集約し、お客様の課題抽出から課題解決の価値提案までのスピードを加速するための中核拠点として、研究開発と実験環境の整備を進めてまいります。

また、今後さらに多様化する働き方にも対応し、高い生産性を実現する、安全安心を第一とした就業環境を整備してまいります。

#### (2)建設の内容

所在地	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602-2
建物用途	研究所、事務所
面積	敷地面積8,348㎡、延床面積13,500㎡
建物構成（予定）	1棟（地上5階、塔屋2階）
投資額	約150億円（消費税別、自己資金を充当予定）
スケジュール	2024年10月着工、2026年8月竣工（予定）



# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 武尚

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンプラスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
<b>流動資産</b>	<b>18,217</b>
現金及び預金	13,014
受取手形	278
売掛金	2,382
製成品	193
仕掛品	345
原材料及び貯蔵品	234
短期貸付金	324
前払費用	127
未収入金	1,284
その他	32
<b>固定資産</b>	<b>21,956</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,165</b>
建物	2,390
構築物	13
機械及び装置	467
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	221
土地	6,330
リース資産	6
建設仮勘定	727
<b>無形固定資産</b>	<b>122</b>
ソフトウェア	63
その他	58
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,669</b>
投資有価証券	555
関係会社株	9,689
関係会社出資	262
長期貸付金	324
前払年金費用	471
繰延税金資産	188
その他	197
貸倒引当金	△21
<b>資産合計</b>	<b>40,173</b>

科目	金額
(負債の部)	
<b>流動負債</b>	<b>2,299</b>
買掛金	445
未払金	498
未払費用	176
未払法人税等	561
契約負債	3
預り金	80
賞与引当金	344
役員賞与引当金	76
その他	110
<b>固定負債</b>	<b>118</b>
その他	118
<b>負債合計</b>	<b>2,417</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>37,349</b>
資本金	8,080
資本剰余金	2,035
資本準備金	2,020
その他資本剰余金	15
<b>利益剰余金</b>	<b>30,490</b>
その他利益剰余金	30,490
繰越利益剰余金	30,490
<b>自己株式</b>	<b>△3,257</b>
評価・換算差額等	286
その他有価証券評価差額金	286
<b>新株予約権</b>	<b>120</b>
<b>純資産合計</b>	<b>37,756</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,173</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	10,322
売上原価	5,044
売上総利益	5,277
販売費及び一般管理費	5,497
営業損失	219
営業外収益	
受取利息	59
受取配当金	6,413
為替差益	263
固定資産賃貸料	40
技術指導料	1,932
経営指導料	588
雑収入	110
営業外費用	
固定資産賃貸費用	13
その他	0
経常利益	9,173
特別利益	
固定資産売却益	19
投資有価証券売却益	8
受取保険金	227
特別損失	
固定資産売却損失	7
減損損失	30
訴訟関連損失	74
災害損失	53
税引前当期純利益	9,262
法人税、住民税及び事業税	974
法人税等調整額	37
当期純利益	8,250

# 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株 資 合	主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金							
		資 準 備	本 金	そ の 余	他 本 金	資 剰 余	本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余	利 益 剰 余	益 金 計			
2023年4月1日残高	8,080	2,020	-		2,020		22,769		22,769		△3,276	29,593	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当							△529		△529			△529	
当期純利益							8,250		8,250			8,250	
自己株式の取得											△3	△3	
譲渡制限付株式報酬				15	15						23	38	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	-	-		15	15		7,721		7,721		19	7,756	
2024年3月31日残高	8,080	2,020		15	2,035		30,490		30,490		△3,257	37,349	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2023年4月1日残高	103	103	53	29,750
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△529
当期純利益				8,250
自己株式の取得				△3
譲渡制限付株式報酬				38
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	182	182	67	249
事業年度中の変動額合計	182	182	67	8,005
2024年3月31日残高	286	286	120	37,756

# 個別注記表

## 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品

成形品……………総平均法による原価法

金型……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品

樹脂材料……………移動平均法による原価法

その他……………移動平均法による原価法

貯蔵品……………移動平均法による原価法

### (3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 3年～12年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

### (4)引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5)収益及び費用の計上基準

当社はSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## (6)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

## (7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段	為替予約取引
ヘッジ対象	外貨建売掛金
	外貨建未収入金
	外貨建買掛金

ヘッジ方針……………為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

## (8)グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 2.会計上の見積りに関する注記

## 固定資産の評価

貸借対照表に計上した、Life Science事業に係る有形・無形固定資産の金額 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額
有形固定資産	762
無形固定資産	10
計	773

Life Science事業の有形・無形固定資産のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。

Life Science事業のうち遺伝子検査分野に係る固定資産は、有形固定資産762百万円、無形固定資産10百万円であります。

上記以外は「連結計算書類 連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

### 3.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 10,864百万円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,344百万円
長期金銭債権	324百万円
短期金銭債務	191百万円

(3)期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。

受取手形 18百万円

### 4.損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,239百万円
仕入高	1,106百万円
販売費及び一般管理費	857百万円
営業取引以外の取引高	9,068百万円

(2)受取保険金

2023年6月に発生した局地的な豪雨により被災した当社設備に対する保険金受取額を受取保険金227百万円として特別利益に計上しております。

(3)減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産につきまして減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

用途	場所	種類	金額
事業用資産	埼玉県川口市	無形固定資産その他(特許権)	30

当社は、事業部門を基礎として、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

資産の回収可能価額は将来の使用が見込まれない事業用資産については、回収可能価額をゼロと評価しており、帳簿価額を評価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。



#### (4) 訴訟関連損失

当社子会社でありました株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD. (大韓民国京畿道安山市) から、韓国の公正取引法上の不公正取引行為または民法上の不法行為を理由として、損害の賠償を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2023年11月30日に韓国大法院より請求を棄却する決定がされました。

上記の結果、当該訴訟により生じた弁護士費用を訴訟関連損失74百万円として特別損失に計上しております。

なお、当社が2021年9月1日を効力発生日として、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを吸収合併したことに伴い、上記訴訟を当社が承継しておりました。

#### (5) 災害損失

2023年6月に発生した局地的な豪雨により被災した当社設備の復旧費用を災害損失53百万円として特別損失に計上しております。

### 5 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数  
普通株式

904,376株

## 6.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	非適格現物出資に伴う時価評価差額	274百万円
	賞与引当金	104百万円
	未収入金	30百万円
	棚卸資産評価損	35百万円
	研究金型仕掛原価	79百万円
	未払固定資産税	7百万円
	未払事業税	48百万円
	固定資産減損損失	141百万円
	投資有価証券評価損	358百万円
	投資有価証券	4百万円
	減価償却超過額	51百万円
	貸倒引当金	6百万円
	その他	91百万円
	繰延税金資産小計	<u>1,233百万円</u>
評価性引当額	<u>△875百万円</u>	
繰延税金資産合計	<u>358百万円</u>	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△25百万円
	その他	<u>△143百万円</u>
	繰延税金負債合計	<u>△169百万円</u>
	繰延税金資産純額	<u>188百万円</u>

## 7.退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度の大部分を確定拠出年金制度へ移行しております。また、当社は既退職の年金受給者を対象とした確定給付年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務及び退職給付費用を計算しております。

### (2)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務及び年金資産の期首残高(純額)	△468百万円
退職給付費用	△2百万円
退職給付の支払額	－百万円
退職給付債務及び年金資産期末残高(純額)	△471百万円

### (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	29百万円
年金資産	△501百万円
未積立退職給付債務	△471百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△471百万円
退職給付引当金	－百万円
前払年金費用	△471百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△471百万円

### (4)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△2百万円
----------------	-------

### (5)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、133百万円であります。

## 8.関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 エンプラス 半導体機器	Semiconductor 事業製品の製 造・販売	(所有) 間接100%	役員の兼任 当社製品の 製造、販売	貸付金の実行	—	短期貸付金	324
					貸付金の回収	312	長期貸付金	324
					受取利息	16	—	—
子会社	株式会社 エンプラス 研究所	研究開発全般	(所有) 直接100%	研究開発全 般	研究開発業務の 委託	684	—	—
子会社	ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.	Digital Communication 事業、Energy Saving Solution事業製品の販 売、情報収集及びマーケ ティング	(所有) 直接100%	当社製品の 販売	受取配当金	1,308	—	—
子会社	ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	Semiconductor 事業の製造・販 売、情報収集及 びマーケティング	(所有) 直接100%	役員の兼任 当社製品の 販売	受取配当金	3,503	—	—
					技術指導料	1,310	未収入金	367

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 株式会社エンプラス半導体機器に対する資金の貸付については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (2) 研究開発業務の委託料は、研究開発業務に係る費用等を勘案し、総合的に決定しております。
- (3) 受取配当金は、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。
- (4) 技術指導料は、各社の売上額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。

## 9.収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 10.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,262円98銭
(2) 1株当たり当期純利益	934円73銭

## 11.重要な後発事象

連結注記表「重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 監査報告

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳賀	保彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋	武尚

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンプラスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2024年5月30日

株式会社エンプラス 監査等委員会

監査等委員 井植 敏雅 (印)

監査等委員 久田 眞佐男 (印)

監査等委員 天羽 稔 (印)

監査等委員 當間 和幸 (印)

(注) 監査等委員井植敏雅、久田眞佐男及び天羽稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 第63回定時株主総会会場 ご案内図

**会場** THE MARK GRAND HOTEL 3階 SAKURAホール

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

電話 (048) 601-1111 (代)

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際はお間違えのないようにご注意ください。

**交通** JR宇都宮線・高崎線、JR京浜東北線 さいたま新都心駅 下車 徒歩約10分

JR埼京線 北与野駅 下車 徒歩約15分

